

諮問番号：令和 6 年（情）諮問第 1 号

令和 6 年（情）諮問第 2 号

事 件 名：「令和 4 検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件

「令和 3 検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和 6 年 5 月 2 1 日

答申番号：答申（情）第 7 9 号（令和 6 年（情）諮問第 1 号）

答申（情）第 8 0 号（令和 6 年（情）諮問第 2 号）

答 申 日：令和 6 年 1 1 月 1 3 日

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

#### 1 令和 6 年（情）諮問第 1 号関係

「令和 4 検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書管理ファイル簿によります。）」の開示請求（以下「1 号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「1 号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

#### 2 令和 6 年（情）諮問第 2 号関係

「令和 3 検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書ファイル管理簿によります。）」の開示請求（以下「2 号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「2 号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長（以下「事務総長」という。）が令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け 5 0 普第 2 7 7 号により行った不開示決定（1 号開示請求に係るもの。以下「1 号不開示決定」という。）について、その取消しを求めるとともに、事務総長が 6 年 1 月 3 0 日付け 6 0 普第 2 5 号により行った不開示決定（2 号開示請求に係るもの。以下「2 号不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主な理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

ア 審査請求人が開示請求している情報は、未成熟な情報ではありません。

イ 審査請求人が請求している情報を開示することは、カジノ管理委員会や処分庁の信用を維持することにはなりえても、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。

ウ 審査請求人が請求している情報を開示しても、会計検査に対する理解及び協力の前提を揺るがすことはありません。

エ 審査請求人が請求している情報を開示したとしても、会計検査院における「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号柱書き後段）はありません。

オ 処分庁が不開示とした行政文書は、情報公開法第5条第5号、第6号イ及び柱書きに該当せず、事務総長が審査請求人に対して行った1号不開示決定と、2号不開示決定は、いずれも違法です。

カ 処分庁におかれても、情報公開法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断を求めます。

キ 審査請求人が請求している情報を開示することにより、国民によるカジノ管理委員会への信頼がより一層高まるという利益はあっても、不開示とすることの利益は乏しく、開示することの利益が不開示とすることの利益に優越することは明らかであることから、処分庁は、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示の必要性があります。

ク 処分庁には、事実を隠すことなく、不正な動機を持つことなく、全部開示をすることを求めます。

ケ 処分庁は、不正な動機を持つことなく、部分開示、裁量的開示をしていただく必要があるにもかかわらず、事務総長が審査請求人に対して1号不開示決定と2号不開示決定を行いました。処分庁が、審査請求人にこれらの開示を行っていないことは、裁量権の範囲を超え又はその濫用があります。

コ 処分庁が審査請求人に対して行った1号不開示決定と2号不開示決定は、違法又は不当なものであるとして、審査請求人は、両決定をいずれも取り消すことを求めるとともに、処分庁が審査請求人に対し、

この決定の不開示部分を、開示することを求めます。

(2) 意見書

ア 諮問庁の意見書に対し、後記第3の3について不知、否認又は争います（実体的違法事由）。

イ 不開示とした理由（手続的違法事由）

(ア) a 最判平23・6・7（民集65巻4号2081頁）は、行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきであるし、処分基準が定められている場合には、それらに加えて、処分基準の適用関係を示す必要があると判示するところ、行政手続法8条1項の求める処分の理由付記に不備が認められる場合には、当該処分は違法として取り消されます（西川編『行政関係訴訟』（青林書院、改訂版、令和3年）184頁〔和久〕）。

このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不開示決定通知書に求められる理由記載の程度としては、開示請求者において、情報公開法所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分でないといわなければなりません（最判平成4年12月10日判時1453号116頁参照）。

また、行政手続法8条1項の規定の趣旨は、不服申立ての便宜だけでなく、処分の慎重・公正妥当の担保にもあることからすれば、処分理由は処分通知書の記載自体において明らかにされるべきであって、審査請求人の知・不知には関わりがなく、それ自体として処分の取消事由を構成するものです（室井ほか編『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法』（日本評論社、第3版、平成30年）176頁〔久保〕、135頁、137頁〔久

保))。

b なお、理由の追加、差替えは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に反することになるため、これを許すものではないことを主張します（最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁が、ある条例の規定に基づいて個別の判断を示したにとどまることにつき、法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇』（法曹会、平成14年）830頁以下〔大橋〕）。

理由の追加、差替えについては、処分とともに、行政庁がおよそ第一次判断権を行使していない別の処分理由である法78条7号を主張して処分を適法化することは、処分の同一性を害することとなることに注意する必要があります（最判平成5年2月16日民集47巻2号473頁。法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇』（法曹会、平成8年）231頁以下〔綿引〕）。

(4) 処分庁が1号不開示決定及び2号不開示決定を行った理由は、異なるものです。他方、2号対象文書は、「令和3年度 会計検査院提出資料」として、検査過程において受検庁から提出を受けて取得した検査資料を含むものであるところ、令和6年7月30日付け不開示決定処分の不開示とした理由は、1号不開示決定及び2号不開示決定を行った理由と、少し異なる部分があります。

1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも後記第3の2(1)から(3)までに記載されているような、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性と同法第5条第5号該当性という点から、①会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ、②受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ、③公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれに関し、それぞれ抽象的な内容を整理したものではなく、1号対象文書及び2号対象文書が多く項目に分類することができるにもかかわらず、その項目や内容と結び付けることができません。1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも「受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到的な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりする」など、失礼に当たるかもしれませんが、露骨に周到的な検査対策の内容を挙げていません。

このため、1号不開示決定及び2号不開示決定の不開示とした理由は、いずれも処分庁の判断の慎重と合理性を担保せず、その恣意を許すことにほかなりません。

また、処分の理由を知らされた審査請求人は、1号不開示決定及び2号不開示決定の通知文書別紙記載の「不開示とした理由」からは、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性と同法第5条第5号該当性という点から、①会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ、②受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ、③公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれに関し、それぞれ抽象的な内容を整理することができ、各開示請求対象の行政文書ごとに、具体的な分類や内容などと結び付くということを、その記載自体から了知して不服の申立てに便宜を与えられておらず、理由の追加、差替えにも該当するものであり、1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも行政手続法8条1項本文に違反します。

以上のとおり、1号不開示決定及び2号不開示決定は違法であり、不当なものです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 1号不開示決定

本件審査請求人は、令和5年11月14日付けで1号開示請求を行った。

処分庁は、1号不開示決定を行い、同年12月22日付けで審査請求人に通知した。

1号対象文書は、会計検査院が検査上の必要により、その内容の非公表を前提として、受検庁から提出を受けて取得した検査資料であり（以下、1号対象文書に記録された情報を「本件不開示情報1」という。）、処分庁が不開示とした理由は、上記通知書別紙記載の「不開示とした理由」によれば、おおむね次のとおりである。

1号対象文書の内容等は、会計検査院の具体的な検査事項、検査内容等に関する情報となるものである。このような情報は、あくまでも検査過程又は審理・判断の過程における情報、すなわち、会計検査院が実施した検査の結果等に関する未成熟な情報としての性質を有するものであり、また、同院の検査上の関心、検査事項、検査内容等を具体的に読み取ることができるものである。

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性又は秘密性が要請されるものである。受検庁は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし討議等を行っており、このような未成熟な検査等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提となるものである。

そして、会計検査院が実施した検査の結果等については、同院内部に定められた周到かつ慎重な審理・判断の過程を経て最終的に検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されるものである。

よって、このような検査過程又は審理・判断の過程において、会計検査院が受検庁から提出を受けて取得した検査資料の内容等に関する情報は、制度的・本来的にその公表が予定されていないものであり、これらの情報が公になった場合には、当該検査資料を提出した受検庁のみならず、他の受検庁も含む受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を揺るがし、信頼関係等を損ねることにより、現在又は将来の検査過程において、同院と受検庁との間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、所要の検査資料の円滑な提出を阻害するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるほか、外部の圧力、干渉等を招来して、同院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害して意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、当該実地検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあるほか、特定の受検庁又はその他関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の検査上の関心、具体的な検査事項、検査内容等を他の受検庁に告知する結果となり、周到な検査対策を講じられるなどして、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるほか、同院の検査の結果等に対する審理・判断の過程の意義を損ねる結果となり、当該審理・判断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、1号対象文書の内容等に関する情報は、情報公開法第5

条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示情報となるものである。

また、これらの情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）にも該当し、不開示情報となるものである。

## (2) 2号不開示決定

本件審査請求人は、5年11月14日付けで以下に対する開示請求を行った。

- 「1 令和3検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書ファイル管理簿によります。）
- 2（1）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた債務負担額計算書（令和2年度から令和4年度まで）
- （2）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた歳入徴収額計算書（令和2年度から令和4年度まで）
- （3）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた支出計算書（令和2年度から令和4年度まで）」

処分庁は、上記開示請求のあった行政文書のうち2については、カジノ管理委員会において作成されたものであり、同委員会において開示決定等を行うことが適切であるとして、6年1月24日付けで、情報公開法第12条第1項の規定により同委員会に事案を移送した上で、残りの2号対象文書について2号不開示決定を行い、同年1月30日付けで審査請求人に通知した。

2号対象文書は、1号対象文書と同様、受検庁から提出を受けて取得した検査資料であり（以下、2号対象文書に記録された情報を「本件不開示情報2」という。）、処分庁が不開示とした理由は、1号不開示決定と同様である。

## (3) 審査請求の提起

審査請求人は、6年3月27日付けで、1号不開示決定及び2号不開示決定を不服として、それぞれ審査請求を提起した。

## 2 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

### (1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②同院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

### (2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会



計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

### (3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公

表するものとされている（会計検査院法第11条、第29条等参照）。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する必要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

### 3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

1号対象文書及び2号対象文書は、カジノ管理委員会が会計検査院に提出した検査資料であり、同院の具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報等が記録されている。したがって、1号対象文書及び2号対象文書が開示され、本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公にな

った場合には、前記 2 で詳論したようなおそれが生ずることとなる。

よって、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。

- (1) 1 号対象文書及び 2 号対象文書に記録された本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 の情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）及び第 5 号該当性

ア 情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、日本国憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、1 号対象文書及び 2 号対象文書は、カジノ管理委員会が同院に提出した検査資料であり、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、同院の具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報を読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第 5 条第 6 号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当し、次の(ア)から(ウ)までを理由として、不開示情報となるものである。

- (ア) 本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 が公になった場合には、前記 2 (1) のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号柱書き）がある。

- (イ) 本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 が公になった場合には、前記 2 (2) のとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表に対するカジノ管理委員会はもとより受検庁一般の信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同

院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

- (ウ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

1号対象文書及び2号対象文書は、カジノ管理委員会が会計検査院に提出した検査資料であり、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、同院が実施した検査内容等を具体的に読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(ウ)までを理由として、不開示情報となるものである。

- (ア) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(1)のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

- (イ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(2)のとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表に対するカジノ管理委員会はもとより受検庁一般の信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における検査に必要な

情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(ウ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

#### (2) 諮問庁の所見

以上のとおり、1号不開示決定及び2号不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、令和6年（情）諮問第1号及び令和6年（情）諮問第2号を併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年 5月21日 諮問書の収受（諮問第1号及び第2号）
- ② 同年 5月30日 諮問第1号及び第2号の併合
- ③ 同年 7月29日 諮問庁から意見書を収受
- ④ 同年 9月27日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年10月 2日 諮問庁の職員（会計検査院第1局財務検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月12日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求1及び本件開示請求2は、1号対象文書及び2号対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、1号対象文書及び2号対象文書について、共に不開示とする決定（1号不開示決定及び2号不開示決定）を行った。そして、これらの処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、両不開示決定の取消しを求めているため、両決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 1号対象文書及び2号対象文書について

1号対象文書及び2号対象文書は、会計検査院が実施した検査過程においてカジノ管理委員会が作成するなどし、同院に提出した検査資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、

すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

#### (4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁の間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

#### 4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件不開示情報1及び本件不開示情報2について、不開示情報該当性を検討することとする。

- (1) 1号対象文書及び2号対象文書は、前記2のとおり、会計検査院が、カジノ管理委員会に対する検査過程において同委員会から提出を受けるなどした検査資料である。

当審査会において1号対象文書及び2号対象文書を見分したところ、これらの文書は、会計検査院がカジノ管理委員会に対して行った実地検査の過程において、検査の対象とした各事項の具体的な内容を把握するために収集した資料等であり、具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

- (2) 受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていなかった資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、1号対象文書及び2号対象文書に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記3(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) さらに、諮問庁は、上記(2)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を引き起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

- (4) そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生



原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記(1)、(2)及び(3)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、1号対象文書及び2号対象文書を開示することにより、「国民によるカジノ管理委員会への信頼がより一層高まるという利益はあっても、不開示とすることの利益は乏しく、開示することの利益が開示とすることの利益に優越することは明らかであることから、処分庁は、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示の必要性があり」、「開示を行っていないことは、裁量権の範囲を超え又はその濫用があ」と主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づいて答申をすることができ、また、それが期待されているものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討するに、本件不開示情報1及び本件不開示情報2を公にした場合、前記4の(1)から(4)までに詳述したとおり、受検庁との間での検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれるなど、会計検査院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するものであり、また、カジノ管理委員会が所掌する事務等の適正な遂行及び信頼性の確保は、第一次的には、会計検査院ではなく、カジノ管理委員会の責務であることも考慮すると、情報公開法第 7 条の規定を適用して本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 を開示することにより、これらの不利益を上回る利益があると判断できる公益上の必要性があるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

- (2) 審査請求人は、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定の不開示理由は、「その記載自体から了知して不服の申立てに便宜を与えられておらず、理由の追加、差替えにも該当するものであり、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定は、いずれも行政手続法 8 条 1 項本文に違反」している旨主張するが、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定に係る行政文書不開示決定通知書の不開示理由の記載は、前記第 3 の 1 (1) 及び (2) のとおり、根拠条文及び不開示の理由が明確に示されていることから、理由提示に不備があるとは認められず、また、理由の追加、差替えに当たるものもないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

#### 6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、1 号対象文書及び 2 号対象文書を不開示とした両決定は、いずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子